

日常生活用具給付対象品目

種目	対象者		性能等	耐用年数	基準単価(円)	
	障害種別	要件				
介護・訓練支援用具	電動ベット	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害2級以上	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	156,900
		難病患者等	寝たきりの状態にある者			
	特殊マット	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	25,300
		重度知的障害者(児)	失禁のあるもの			
		難病患者等	寝たきりの状態にある者			
	特殊尿器	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者。原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	88,400
		難病患者等	自力で排尿できない者			
	入浴担架	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
	体位変換器	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者。原則として学齢児以上)	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,300
		難病患者等	寝たきりの状態にある者			
	移動用リフト	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上)	介護者が重度身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	430,800
		難病患者等	下肢又は体幹機能に障害のある者			
	訓練いす(児のみ)	身体障害児	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上)	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	159,200
	訓練用ベッド(児のみ)	身体障害児	下肢又は体幹機能障害2級以上(18歳未満のみ。原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200
難病患者等		下肢又は体幹機能に障害のある者				
エアーマット	身体障害者(児)	下肢又は体幹機能障害1級で(常時介護を要する在宅の者)	褥瘡の防止のための者であって、エアーマットと送風装置からなるものであること。(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等も含む。)	5年	120,200	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				

自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者（児）	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	94,300
		難病患者等	入浴に介助を要する者			
	ポータブルトイレ等	身体障害者（児）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。） ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	23,400
		難病患者等	常時介護を要する者			
	歩行補助つえ	身体障害者（児）	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害	T字状、棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年	4,500
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	移動・移乗支援用具	身体障害者（児）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	62,900
		難病患者等	下肢が不自由な者			
	頭部保護帽	身体障害者（児）	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。ただし、レディメイドによる製品については、基準額の80%範囲内とする。	3年	36,750
		知的障害者（児）	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者			
		精神障害者 難病患者等	転倒の危険があると認められる者			
	特殊便器	身体障害者（児）	上肢障害2級以上（原則として学齢児以上）	温水温風を出し得るもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
		重度知的障害者	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者			
		難病患者等	上肢機能に障害のある者			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者（児）	視覚障害2級以上	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年	7,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
視覚障害者用電卓	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	音声による読上げ機能を有するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	53,600	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				

視覚障害者用 はかり	身体障害者	18歳以上の視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	音声による読上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	29,400	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				
視覚障害者用 音声方位磁石	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年	13,900	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				
聴覚障害者用 屋内信号装置	身体障害者（児）	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	身体障害者（児）	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
		難病患者等				
	ネブライザー （吸入器）	身体障害者（児）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	37,700
		難病患者等	呼吸機能に障害のある者			
	電気式たん吸 引器	身体障害者（児）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	59,100
		難病患者等	呼吸機能に障害のある者			
	酸素ボンベ運 搬車	身体障害者（児）	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年	17,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	視覚障害者用 体温計（音声 式）	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
視覚障害者用 体重計	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	音声による読上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				
音声式血圧計	身体障害者	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	16,000	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				

	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	身体障害者（児）	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する身体障害者（児）であって、医療保険における在宅酸素療法を行うか若しくは人工呼吸器を常時必要とする者、又は同程度の障害を有する重度の重複障害者（児）等であって必要と認められる者	指先等に光を照射することにより非侵襲的に動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって容易に使用し得るもの。	6年	60,000
		難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な者			165,000 (特殊な受信部やモニタリングが必要な場合)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者（児）	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	情報・通信支援用具	身体障害者（児）	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年	110,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	視覚障害者用物品識別装置	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	25,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	視覚障害者用音声色柄識別装置	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。（原則として学齢児以上）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	126,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	人工内耳用イヤモールド	身体障害者（児）	聴覚障害で人工内耳埋込術を受け、イヤモールドを必要とする者（両耳装着の場合は2個まで支給できるものとする）	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	1年	9,540
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	点字ディスプレイ	身体障害者（児）	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）の身体障害者（児）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	398,000
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
点字器	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	A 標準型は32マス18行 B 携帯用は32マス4行又は12行	7年	10,720 (標準型)	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者		5年	7,980 (携帯用)	
点字タイプライター	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	82,000	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				

視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	89,800
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
視覚障害者用拡大読書器	身体障害者（児）	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を理解することが可能になる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は、音声による読み上げによるもの。	8年	239,000
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
視覚障害者用時計（触読時計、音声時計）	身体障害者（児）	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	6年	18,700
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
聴覚障害者用通信装置	身体障害者（児）	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5年	71,000
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者（児）	聴覚障害者（児）で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	88,900
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
人工喉頭	身体障害者（児）	音声・言語機能障害者（児）であって、喉頭摘出を行った者	（笛式） 吸気によりゴム製の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。（気管カニューレ付きとした場合は、3,100円増しとする。）	4年	8,100
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者	（電動式） 顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（価格には電池及び充電器を含む。）		

人工鼻	身体障害者（児）	喉頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な身体障害者（児）のうち、常時埋込式の人工喉頭を使用する者	シャント発声を可能とするもの。（人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む）	—	23,760 （月額）	
	難病患者等	喉頭摘出を行った者				
点字図書	身体障害児	主に、情報を点字によって入手している視覚障害児	点字により作成された図書（月刊や週刊等で発行される雑誌を除く）	単年度 24冊	一般図書の 購入価格相 当額との 差額	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				
住宅改修費	身体障害者（児）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害）3級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上）	障害者（児）が現に居住する住宅及びその敷地内で、障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	原則1回（改修箇所が異なれば、合計209,500円を上限とし、複数回申請可）	209,500	
	難病患者等	下肢又は体幹機能に障害のある者				
排泄管理支援用具	ストマ装具	身体障害者（児）	ぼうこう又は直腸機能障害者（児）であって、ストマ造設者（膀胱ろう・腎ろうを含む）	—	消化器系 9,030 （月額） 尿路系 11,865 （月額）	
		難病患者等	上欄と同等の状態にある者			
	紙おむつ等	身体障害者（児）	3歳以上で、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	紙おむつ（尿取りパット等を含む）、さらし、ガーゼ、脱脂綿	—	20,895
			難病患者等			
収尿器	身体障害者（児）	高度の排尿機能障害者（児）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製。	1年	7,800	
	難病患者等	上欄と同等の状態にある者				